

(趣旨)

第1条 この条例は、沼津市立病院（以下「病院」という。）の管理及び使用について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 病院の管理のため院長、副院長を置き市長がこれを命ずる。

2 院長は、市長の命を受け院務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 副院長は、院長を補佐し、院長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 院長、副院長共に事故あるときは、院長が市長の承認を得て指定した者が、その職務を代理する。

(宿舍の貸与)

第3条 病院の円滑な運営に必要と認めた場合には、病院に勤務する医師及び看護師に、宿舍を貸与することができる。

2 前項の宿舍の使用料の額は、市長が定める。

(執務時間)

第4条 病院の執務時間は、緊急を要する患者の診療以外は、市役所執務時間の例による。ただし、通院患者の診療時間は院長が市長の承認を得て、別にこれを定めることができる。

(使用料及び手数料)

第5条 診察料、入院料、往診料、手術料、技工料、投薬料、注射料、処置料及び検査料は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表及び別表第2歯科診療報酬点数表並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表による。

2 給食料は、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）別表食事療養及び生活療養の費用額算定表による。

第6条 前条に定めるもののほか、使用料及び手数料の額は、別表のとおりとする。

2 市長は、前条及び前項に定めのないものについては、同条若しくは同項の規定に準じて算出した額又は実費を基準として別に定める額を徴収することができる。

(納期)

第7条 通院患者は、その都度診察料その他の使用料及び手数料（以下「料金」という。）を納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、後日納付することができる。

2 入院患者は、毎月末日までの入院料その他の入院に係る諸料金を、所定の日までに納付しなければならない。ただし、所定の日が休日（沼津市の休日を定める条例（平成2年条例第8号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）に当たるときはその翌日、退院のときはその際とする。

(料金の減免)

第8条 市長が特別の事由があると認める者又は院長が医学研究上必要があると認める者については、所定の料金を減免することができる。

(施設の開放)

第9条 院長は、院務に支障のない限り開業医師に対し、病院施設を開放し利用させることができる。

2 前項の場合の諸料金は、この条例の規定にかかわらず院長が市長の承認を得て別にこれを定めることができる。

(医務等の嘱託)

第10条 院長は、医務その他について官公署及び公益団体等より嘱託されたときは、院務に支障のない限りこれを受諾することができる。

2 前項の場合の諸料金は、この条例の規定にかかわらず院長が市長の承認を得て、別にこれを定め

る。

(違反者等への対応)

第11条 病院の諸規定に違反し、又は主治医の指示に従わない患者、付添人等に対しては治療を拒絶し、又は出入を禁止することができる。

(看護師養成所)

第12条 病院の附属施設として病院等の看護師の充実を図ることを目的として、看護師養成所を置くことができる。

2 看護師養成所の運営について必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

(補則)

第13条 この条例施行について必要な事項は、市長がこれを定めることができる。

付 則

1 この条例は、公布の日からこれを施行する。

2 診療券その他で、この条例施行の際現に有効中のものは、この条例により発行したものとみなす。

付 則 (昭和25年3月30日条例第11号)

この条例は、昭和25年4月1日から施行する。

付 則 (昭和27年4月1日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和30年4月1日条例第9号)

この条例は、昭和30年4月1日から施行する。

付 則 (昭和31年12月25日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和33年10月1日条例第13号)

この条例は、昭和33年10月1日から施行する。

付 則 (昭和39年4月1日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

(沼津市契約条例廃止に伴う経過措置)

2 この条例施行の際、廃止前の沼津市契約条例(昭和26年条例第15号)に基づき現に契約中のものについては、なお、従前の例による。

付 則 (昭和46年3月31日条例第10号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

付 則 (昭和52年3月25日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和58年2月1日条例第1号)

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

付 則 (昭和60年4月1日条例第9号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則 (昭和63年3月29日条例第9号)

この条例は、昭和63年7月2日から施行する。

付 則 (平成6年3月31日条例第9号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

付 則 (平成6年9月13日条例第12号)

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

付 則 (平成12年3月30日条例第25号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成14年3月15日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成18年3月23日条例第9号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成18年3月31日条例第14号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。  
付則（平成18年9月29日条例第25号）  
この条例は、平成18年10月1日から施行する。  
付則（平成18年12月18日条例第32号）  
この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。  
付則（平成20年3月21日条例第9号）  
この条例は、平成20年4月1日から施行する。  
付則（平成20年3月21日条例第15号）  
この条例は、平成20年4月1日から施行する。  
付則（平成20年6月30日条例第27号）  
この条例は、平成20年7月1日から施行する。  
付則（平成20年12月19日条例第43号）  
この条例は、平成21年1月1日から施行する。  
付則（平成22年12月28日条例第26号）  
この条例は、公布の日から施行する。  
付則（平成26年3月10日条例第30号）  
この条例は、平成26年4月1日から施行する。  
付則（平成26年12月24日条例第54号）  
この条例は、平成27年1月1日から施行する。  
付則（平成29年12月25日条例第24号）  
この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
付則（平成30年12月21日条例第36号）  
この条例は、平成31年4月1日から施行する。  
付則（令和元年7月5日条例第48号）  
この条例は、令和元年10月1日から施行する。  
付則（令和2年6月30日条例第29号）  
この条例は、令和2年10月1日から施行する。  
付則（令和2年12月25日条例第43号）  
この条例は、令和3年4月1日から施行する。  
付則（令和3年10月22日条例第26号）  
この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表分娩料の部の改正規定は、令和4年1月1日から施行する。  
付則（令和4年7月5日条例第20号）  
この条例は、令和4年10月1日から施行する。  
付則（令和4年12月23日条例第31号）  
この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

	区分	単位	金額	備考
診断書	死亡診断書	1通	8,800円	1通増すごとに2,750円を加算する。
	一般診断書	1通	3,300円	1通増すごとに2,750円を加算する。
	簡易保険・生命保険診断書	1通	5,500円	
	自動車損害賠償責任保険に使用する診断書	1通	5,500円	
	自動車損害賠償責任保険請求用後遺症診断書	1通	8,800円	

証明書	生命保険の死亡証明書又は裁判に関する証明書	1通	11,000円	
	年金・生命保険・簡易保険入院証明書	1通	5,500円	
	自動車損害賠償責任保険請求用明細書	1通	3,300円	
	医療費助成金申請証明書	1通	550円	
	登校（園）証明書	1通	550円	
	おむつ証明書	1通	550円	
	医療費納入済証明書	1通	220円	
	その他の証明書	1通	1,650円	
死体検案料		1体	66,000円	文書料を含む。1通増すごとに2,750円を加算する。
面談料	30分以内の場合	1件	3,300円	生命保険及び自動車損害賠償責任保険等の病状調査のための面談料
	30分を超える場合	1件	5,500円	
セカンドオペニオン料	30分以内の場合	1件	5,500円	
	30分を超え1時間まで	1件	11,000円	
分娩料		1児	152,000円	<p>(1) 双胎以上の場合は、1児増すごとに、金額の欄に掲げる額から産科医療補償制度掛金相当額を減じた額（以下「基準額」という。）に100分の50を乗じて得た額に産科医療補償制度掛金相当額を加えた額を加算する。</p> <p>(2) 深夜及び休日（土曜日を除く。（3）において同じ。）の場合は、基準額（（1）に該当する場合には、（1）による加算後の額から胎児数に産科医療補償制度掛金相当額を乗じて得た額を減じた額。（3）において同じ。）に100分の50を乗じて得た額を加算する。</p> <p>(3) 時間外（休日を除く。）の場合は、基準額に100分の20を乗じて得た額を加算する。</p>
新生児管理保育料		1日	8,000円	
新生児特別管理保育料		1日	8,000円	

歯科インプラント手術料	初診 (相談)	1回	3,300円	
	再診	1回	1,100円	
	レントゲン検査 (オルソパントモ)	1回	4,620円	
	CT検査	1回	22,000円	
	術前検査 (外来・局所麻酔)	1回	5,500円	
	術前検査 (入院・静脈内鎮静法)	1回	11,000円	
	術前検査 (入院・全身麻酔)	1回	22,000円	
	インプラント埋入手術 (1次手術)	1本	88,000円	
	アバットメント連結手術 (2次手術)	1本	44,000円	
	陶材焼付鑄造冠	1歯	88,000円	
	鑄造冠 (ハイブリッドセラミックス)	1歯	66,000円	
	鑄造冠 (金合金)	1歯	55,000円	
	義歯 (レジン床)	1床	220,000円	
	義歯 (金属床)	1床	330,000円	
	歯槽堤形成術 (遮断膜を用いた場合)	1回	11,000円	
	歯槽堤形成術 (移植骨を用い簡単な場合)	1 / 3 顎毎	22,000円	
	歯槽堤形成術 (移植骨を用い困難な場合)	1 / 2 顎未満	55,000円	
	歯槽堤形成術 (移植骨を用い困難な場合)	1 / 2 顎以上	110,000円	
	スプリットクレスト	1回	22,000円	
	上顎洞底挙上術	片顎	55,000円	
	静脈内鎮静法 (手術時)	1回	110,000円	
	全身麻酔 (手術時)	1回	165,000円	
	その他特殊な手術	1式	当該手術に類似する手術の保険診療点数に11円を乗じて得た額	10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
	関連手術に係る材料	1式	実際に要した費用の額	

健康診断料		1点	11円	10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。	
自動車損害賠償責任保険診療費		1点	15円		
自費診療費 (この表の区分欄に個別に項目の定めがあるものを除く。)		1点	11円	(1) 10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。 (2) 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合(以下「消費税非課税の場合」という。)は、10円とする。	
個室使用料	特別室	1日	11,000円	消費税非課税の場合は、10,000円とする。	
	一人室A	1日	6,050円	消費税非課税の場合は、5,500円とする。	
	一人室B	1日	5,500円	消費税非課税の場合は、5,000円とする。	
	二人室	1日	2,750円	消費税非課税の場合は、2,500円とする。	
人間ドック料	診察、身体計測	1回	6,460円	必須項目	
	生理検査	1回	4,920円		
	呼吸機能検査	1回	2,640円		
	胸部エックス線検査	1回	2,310円		
	上部消化管内視鏡検査(経口)	1回	13,580円		
	上部消化管内視鏡検査(経鼻)	1回	12,590円		
	上部消化管エックス線検査	1回	13,680円		
	腹部超音波検査	1回	5,830円		
	血液検査(生化学・血液学)	1回	9,620円		
	血液検査(感染症)	1回	2,800円		
	尿検査	1回	720円		
	便検査	1回	1,220円		
	ヘリコバクター・ピロリ抗体検査	1回	3,310円		
	大腸内視鏡検査	1回	20,330円		
	胃がんリスク検診	1回	5,510円		
	乳がん検診	視触診、乳腺超音波検査	1回	3,850円	
		視触診、マンモグラフィ	1回	6,180円	
視触診、乳腺超音波検査、マンモグラフィ		1回	10,030円		

	子宮がん 検診	経腔超音波検査、子宮頸 部細胞診	1回	9,350円	
		経腔超音波検査、子宮頸 部細胞診、ヒトパピロー マウイルス検査	1回	15,310円	
		経腔超音波検査、子宮頸 部細胞診、ヒトパピロー マウイルス検査、子宮体 部細胞診	1回	21,030円	
		頭部MRI / MRA	1回	22,880円	
		頸動脈超音波検査	1回	5,500円	
		動脈硬化検査	1回	1,100円	
		前立腺腫瘍マーカー検査	1回	3,790円	
特別初診料	医科		1回	7,700円	
	歯科		1回	5,500円	
特別再診料	医科		1回	3,300円	
	歯科		1回	2,090円	
駐車場使用料	外来患者		1回	100円	
	入院患者の付添者		1日	100円	病院長が必要と認めた者に 限る。
	上記以外の者		1時間 までご とに	100円	ただし、最初の30分までは 無料とする。

備考

- 1 「深夜」とは、午後10時から翌日の午前6時までをいう。
- 2 「時間外」とは、午前8時30分から午後5時15分まで及び深夜以外をいう。
- 3 「産科医療補償制度掛金相当額」とは、産科医療補償制度において、加入分娩機関が支払うこととなる1児当たりの掛金の額をいう。